

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 3 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

令和 6 年能登半島地震に伴う
介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて

令和 6 年能登半島地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「令和 6 年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の取扱いについて（令和 6 年 1 月 2 日付事務連絡）」等において、柔軟な対応をお願いしているところです。

今般の令和 6 年能登半島地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合があります。この場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願い致します。

なお、要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能ですので、これまで同様に活用ください。